## さいたま市特定教育・保育施設等監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育で支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) 第38条から第40条まで及び第50条から第52条までの規定に基づき、特定教育・保育施設又は特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者若しくは特定地域型保育事業者又は特定地域型保育事業者であった者若しくは特定地域型保育事業所の職員であった者(以下「特定教育・保育施設等の設置者等」という。)に対して行う施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費等(以下「施設型給付費等」という。)に係る特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育(以下「特定教育・保育等」という。)の内容又は施設型給付費等の請求に関する監査について、基本的事項を定めることにより、特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の適正化を図ることを目的とする。

(監査方針)

第2条 監査は、特定教育・保育施設等(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。)について、法第39条、第40条、第51条及び第52条までに定める行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当(以下「違反疑義等」という。)が疑われる場合並びにさいたま市特定教育・保育施設等指導実施要綱第9条に基づき、監査に移行した場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。

(監査対象となる特定教育・保育施設等の選定基準)

- 第3条 監査は、下記に示す情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に行うものとする。
  - (1) 要確認情報
  - ア 通報・苦情・相談等に基づく情報(具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。)
  - イ 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に係る情報
  - (2) 実地指導において確認した情報

実地指導を行った特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する 情報

(3) 重大事故に関する情報

死亡事故等の重大事故の発生又は児童の生命・心身・財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報

(4) 意図的な隠蔽等の悪質な不正が疑われる情報

## (監査方法等)

- 第4条 違反疑義等の確認について必要があると認めるときは、法第38条及び第50条に基づき、特定教育・保育施設等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設等その他特定教育・保育施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。
- 2 他の市町村等に確認権限がある特定教育・保育施設等に係る違反疑義等に関する情報を得た場合は、確認権限のある市町村長に対し、当該情報を共有する。
- 3 他の市町村等から前項の情報共有があったときは、速やかに必要な対応を行うものとする。
- 4 監査を行うに当たっては、根拠規定、日時及び場所、監査担当者、出席者、準備すべき 書類等を記載した実施通知を、対象となる特定教育・保育施設等に交付するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、さいたま市特定教育・保育施設等指導実施要綱第9条の規定 により実地指導を中止して監査を行う場合には、この限りではない。
- 6 第3条(3)又は(4)の情報に基づき監査を行う場合には、事前通告なく監査を行う ことができる。
- 7 監査は、原則として子ども・青少年政策課の職員2名以上をもって行うものとする。ただし、違反疑義等の内容により必要があると認められる場合は、対象となる特定教育・保育施設等の所管課職員と合同で行うことができる。
- 8 前項ただし書きの規定により合同で監査を行う場合においては、子ども・青少年政策課長は、職員の派遣について、対象となる特定教育・保育施設等の所管課長あてに依頼するものとする。

## (監査結果の通知等)

第5条 監査の結果、法に定める行政上の措置に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、当該特定教育・保育施設等に対して、後日、文書によって指導内容の通知を行うとともに、原則として、文書で指導した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

## (勧告等)

- 第6条 監査の結果、特定教育・保育施設等の設置者等に法第39条第1項及び第51条第 1項に定める確認基準違反等が認められた場合、当該特定教育・保育施設等の設置者 等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等を行うべきことを勧告することが できる。
- 2 前項の規定により勧告した場合においては、期限内に文書により報告させるものとする。
- 3 勧告を受けた特定教育・保育施設等の設置者等が第1項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(上位措置への移行)

- 第7条 前条の規定による勧告等を受けた特定教育・保育施設等の設置者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、子ども・青少年政策課長は、命令への移行について、のびのび安心子育て課長に依頼するものとする。
- 2 前項の規定は、監査の結果、他の行政上の措置(確認の取消し又は確認の全部若しくは一部の効力の停止をいう。)をとることが必要と認められる場合について準用する。

(命令等)

- 第8条 第6条第1項の規定による勧告を受けた特定教育・保育施設等の設置者等が正 当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育施 設等の設置者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令 することができる。
- 2 前項の規定により命令をしたときは、期限内に文書により報告させるものとする。
- 3 第1項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。 (確認の取消し等)
- 第9条 確認基準違反等の内容が、<u>法</u>第40条第1項各号及び第52条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設等に係る確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止すること(以下「確認の取消し等」という。)ができる。

確認の取消し等をしたときは、遅滞なく、当該特定教育・保育施設の設置者の名称等を 都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

(聴聞等)

第10条 監査の結果、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対して命令又は確認の 取消し等の処分(以下「取消処分等」という。)を行おうとする場合は、監査後、取 消処分等の予定者に対して、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の 規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2 項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

(不正利得の徴収)

- 第11条 勧告、命令又は確認の取消し等を行った場合において、当該取消し等の基礎となった事実が法第12条に定める偽りその他不正の手段により施設型給付費等を受けた場合に該当すると認めるときは、施設型給付費等の全部又は一部について、同条第1項の規定に基づく不正利得の徴収(返還金)として徴収を行うものとする。
- 2 命令又は確認の取消し等を行った特定教育・保育施設等について不正利得の徴収と して返還金の徴収を求める際には、原則として、法第12条第2項の規定により、当該 特定教育・保育施設等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させ る額に100分の40を乗じて得た額の徴収を行うものとする。
- 3 複数の市町村が施設型給付費等を支給する特定教育・保育施設等については、第1

項及び第2項の措置に関し、のびのび安心子育で課が総合的な調整を行うものとする。 (県等への情報提供)

第12条 監査結果の通知、行政上の措置及び不正利得の徴収の内容並びに改善報告書の概要について、必要に応じ、埼玉県等に対して情報提供を行うものとする。

附則

1 この要綱は、平成29年6月21日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月18日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。